

国土審議会 水資源開発分科会

議事次第

日 時： 平成20年3月18日（火） 16:00～
場 所： 三田共用会議所 3階大会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 豊川水系における水資源開発基本計画の一部変更について**
- (2) 木曽川水系における水資源開発基本計画の一部変更について**
- (3) その他**

3. 閉 会

第 8 回水資源開発分科会 配付資料

資料 1

委員名簿

資料 2

豊川水系における水資源開発基本計画 変更資料

2-1 水資源開発基本計画 一部変更の概要

2-2 水資源開発基本計画 一部変更 新旧対照表

2-3 変更事業の概要

豊川用水二期事業

資料 3

木曽川水系における水資源開発基本計画 変更資料

3-1 水資源開発基本計画 一部変更の概要

3-2 水資源開発基本計画 一部変更 新旧対照表

3-3 変更事業の概要

徳山ダム建設事業

木曽川水系連絡導水路事業

資料 4

一部変更に関する主な経緯、部会議事概要

【補足資料】

豊川水系及び木曽川水系の概要図

豊川用水二期事業の概要

徳山ダム 試験湛水の状況

木曽川水系連絡導水路事業の概要

【参考】

○国土審議会委員名簿

○国土交通省設置法、国土審議会令、国土審議会運営規則
水資源開発分科会における部会設置要綱

○水資源開発促進法

○水資源開発基本計画について

○「豊川水系における水資源開発基本計画」

(計画決定：平成 18 年 2 月 17 日)

○「木曽川水系における水資源開発基本計画」

(計画決定：平成 16 年 6 月 15 日)

平成20年3月18日現在

第8回 水資源開発分科会 委員名簿

(五十音順)

	氏 名	現 職
委員	◎ むしあけ 虫 かつみ 明 功 臣	福島大学理工学群 教授
	ふじわら 藤原 まりこ まり子	(株)博報堂生活総合研究所 客員研究員
特別委員	いじま 飯 嶋 のりお 宣 雄	東京水道サービス(株) 代表取締役社長
	○ いけぶち 池 淵 しゅういち 周 一	京都大学 名誉教授
	くすだ 楠 田 てつや 哲 也	北九州市立大学大学院国際環境工学研究科 教授
	ささき 佐々木 ひろし 弘	神戸大学 名誉教授
	まきむら 槇 村 ひさこ 久 子	京都女子大学現代社会学部 教授
	まるやま 丸 山 としすけ 利 輔	石川県立大学 学長
	むらおか 村 岡 こうじ 浩 爾	(財)日本地下水理化学研究所 理事長
	めぐみ 恵 さゆり 小百合	江戸川大学社会学部 教授
	やまもと 山 本 かずお 和 夫	東京大学環境安全研究センター 教授

(計11名)

(◎：分科会長 ○：分科会長代理)

「豊川水系における水資源開発基本計画」一部変更の概要

現行「豊川水系における水資源開発基本計画」（平成 18 年 2 月）について、豊川用水二期事業の工期変更が必要であるため、以下の通り一部変更を行うものである。

(1) 豊川用水二期事業

本事業については、平成 20 年度までを工期とする現行計画に則り、水資源機構により事業が行なわれているところである。今回、水路改築区間を追加することにより、計画上の予定工期を延長する変更を行うこととする。

**「豊川水系における水資源開発基本計画」
一部変更 新旧対照表**

現行計画（平成18年2月17日閣議決定）

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

豊川水系に各種用水を依存している静岡県及び愛知県の諸地域において、平成27年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標はおおむね次のとおりである。

また、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする。

(1) 水の用途別の需要の見通し

水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地下水の適正利用、合理的な水利用等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

豊川水系に水道用水または工業用水を依存している諸地域において、水道事業及び工業用水道事業がこの水系に依存する需要の見通しは毎秒約 6.1 立方メートルである。このうち、この水系に水道用水を依存している愛知県の諸地域において、水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約 4.5 立方メートルであるとともに、

この水系に工業用水を依存している静岡県及び愛知県の諸地域において、工業用水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約 1.6 立方メートルである。

また、豊川水系に農業用水を依存している愛知県東三河地域において、農業生産の維持及び増進を図るために増加する農業用水の需要の見通しは毎秒約 0.3 立方メートルである。

(2) 供給の目標

これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う。

2に掲げる水資源開発のための施設とこれまでに整備した施設等により、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にすれば毎秒約 6.5 立方メートルとなる。なお、計画当時の流況を基にすれば、その水量は毎秒約 7.9 立方メートルである。

また、農業用水の増加分である毎秒約 0.3 立方メートルを設楽ダムにより供給する。

水資源開発基本計画」
対照表)

	変更案
	1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 豊川水系に各種用水を依存している静岡県及び愛知県の諸地域において、平成 27 年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標はおおむね次のとおりである。 また、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする。 (1) 水の用途別の需要の見通し 水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地下水の適正利用、合理的な水利用等を考慮し、おおむね次のとおりとする。 豊川水系に水道用水または工業用水を依存している諸地域において、水道事業及び工業用水道事業がこの水系に依存する需要の見通しは毎秒約 6.1 立方メートルである。このうち、この水系に水道用水を依存している愛知県の諸地域において、水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約 4.5 立方メートルであるとともに、この水系に工業用水を依存している静岡県及び愛知県の諸地域において、工業用水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約 1.6 立方メートルである。 また、豊川水系に農業用水を依存している愛知県東三河地域において、農業生産の維持及び増進を図るために増加する農業用水の需要の見通しは毎秒約 0.3 立方メートルである。 (2) 供給の目標 これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2 に掲げる施設整備を行う。 2 に掲げる水資源開発のための施設とこれまでに整備した施設等により、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、近年の 20 年に 2 番目の規模の渇水時における流況を基にすれば毎秒約 6.5 立方メートルとなる。なお、計画当時の流況を基にすれば、その水量は毎秒約 7.9 立方メートルである。 また、農業用水の増加分である毎秒約 0.3 立方メートルを設楽ダムにより供給する。

現行計画（平成18年2月17日閣議決定）

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行う。

なお、経済社会情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。

(1) 設楽ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、愛知県東三河地域の農地に対して必要な農業用水及び愛知県の水道用水の確保を行うものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 豊川

新規利水容量 約 1,300 万立方メートル
(有効貯水容量約 9,200 万立方メートル)

予定工期 昭和 53 年度から平成 32 年度まで

(2) 豊川用水二期事業

事業目的 この事業は、静岡県湖西地域及び愛知県東三河地域の農地に対して必要な農業用水の確保及び補給、愛知県の水道用水の確保並びに静岡県及び愛知県の工業用水の確保を行う豊川用水施設の幹線水路等の老朽化等に対処するため、同施設の改築を行うものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 豊川

最大取水量 大野取水口において毎秒 30.0 立方メートル
牟呂松原取水口において毎秒 8.0 立方メートル

予定工期 平成 11 年度から平成 20 年度まで

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(1) この水系に各種用水を依存している諸地域において、適切な水利用の安定性を確保するため、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。

(2) 水資源の開発及び利用に当たっては、水源地域の開発・整備に加え、上下流の地域連携を通じた地域の特色ある活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域での健全な水循環を重視しつつ、治水対策、河川環境の保全及び水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。

	変更案
	2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行う。 なお、経済社会情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。 (1) 設楽ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、愛知県東三河地域の農地に対して必要な農業用水及び愛知県の水道用水の確保を行うものとする。 事業主体 国土交通省 河川名 豊川 新規利水容量 約 1,300 万立方メートル (有効貯水容量約 9,200 万立方メートル) 予定工期 昭和 53 年度から平成 32 年度まで (2) 豊川用水二期事業 事業目的 この事業は、静岡県湖西地域及び愛知県東三河地域の農地に対して必要な農業用水の確保及び補給、愛知県の水道用水の確保並びに静岡県及び愛知県の工業用水の確保を行う豊川用水施設の幹線水路等の老朽化等に対処するため、同施設の改築を行うものとする。 事業主体 独立行政法人 水資源機構 河川名 豊川 最大取水量 大野取水口において毎秒 30.0 立方メートル 牟呂松原取水口において毎秒 8.0 立方メートル 予定工期 平成 11 年度から平成 27 年度まで 3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (1) この水系に各種用水を依存している諸地域において、適切な水利用の安定性を確保するため、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。 (2) 水資源の開発及び利用に当たっては、水源地域の開発・整備に加え、上下流の地域連携を通じた地域の特色ある活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域での健全な水循環を重視しつつ、治水対策、河川環境の保全及び水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。

現行計画（平成18年2月17日閣議決定）

- (4) この水系に各種用水を依存している諸地域の一部では、過去に沿岸部において地下水の採取により塩水化が発生したこと、また、依然として地下水への依存度が高いことから、安定的な水の供給を図りつつ、地下水の適正利用のために地下水位の観測や調査等を引き続き行うこととする。
- (5) 水資源の開発及び利用の合理化に当たっては、次の施策を講ずるものとする。
- ① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、節水の普及啓発に努めるものとする。
 - ② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。
 - ③ 土地利用、産業構造等の変化に対応し、既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。
- (6) 渇水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について総合的に検討し、その具体化を図るものとする。
- (7) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。
- (8) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

	変更案
	(4) この水系に各種用水を依存している諸地域の一部では、過去に沿岸部において地下水の採取により塩水化が発生したこと、また、依然として地下水への依存度が高いことから、安定的な水の供給を図りつつ、地下水の適正利用のために地下水位の観測や調査等を引き続き行うこととする。 (5) 水資源の開発及び利用の合理化に当たっては、次の施策を講ずるものとする。 ① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、節水の普及啓発に努めるものとする。 ② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。 ③ 土地利用、産業構造等の変化に対応し、既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。 (6) 渇水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について総合的に検討し、その具体化を図るものとする。 (7) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。 (8) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

**「豊川水系における水資源開発基本計画」
変更事業の概要**

- 豊川用水二期事業

豊川用水二期事業

1. 事業概要

- 事業主体 独立行政法人水資源機構
- 場所 愛知県豊橋市外4市1町及び静岡県湖西市（豊川水系豊川）
- 事業内容

	現行 (事業実施計画)	変更予定
事業目的	この事業は、静岡県湖西地域及び愛知県東三河地域の農地に対して必要な農業用水の確保及び補給、愛知県の水道用水の確保並びに静岡県及び愛知県の工業用水の確保を行う豊川用水施設の幹線水路等の老朽化等に対処するため、同施設の改築を行うものとする。	
水路延長 最大取水量	・水路延長： - 幹線水路（水路改築） 約 34km 〃 （併設水路） 約 58km - 支線水路 約 51km ・大野取水口における取水量 30.0m³/s ・牟呂松原取水口における取水量 8.0m³/s	・水路延長： - 幹線水路（水路改築） 約 50km 〃 （併設水路） 約 76km - 支線水路 約 469km ・大野取水口における取水量 30.0m³/s ・牟呂松原取水口における取水量 8.0m³/s
予定工期	平成 11 年度から平成 20 年度まで	平成 11 年度から平成 27 年度まで

- 経緯
 - 平成 11 年 4 月 水資源開発基本計画決定
 - 平成 11 年 11 月 事業実施方針の指示
 - 平成 11 年 12 月 事業実施計画の認可
 - 平成 18 年 2 月 水資源開発基本計画（第2次計画）決定
 - 平成 20 年 1 月 事業実施計画（変更）の認可
- 事業進捗 平成 18 年度末までの進捗率は 71%
(事業実施計画変更前のベース)

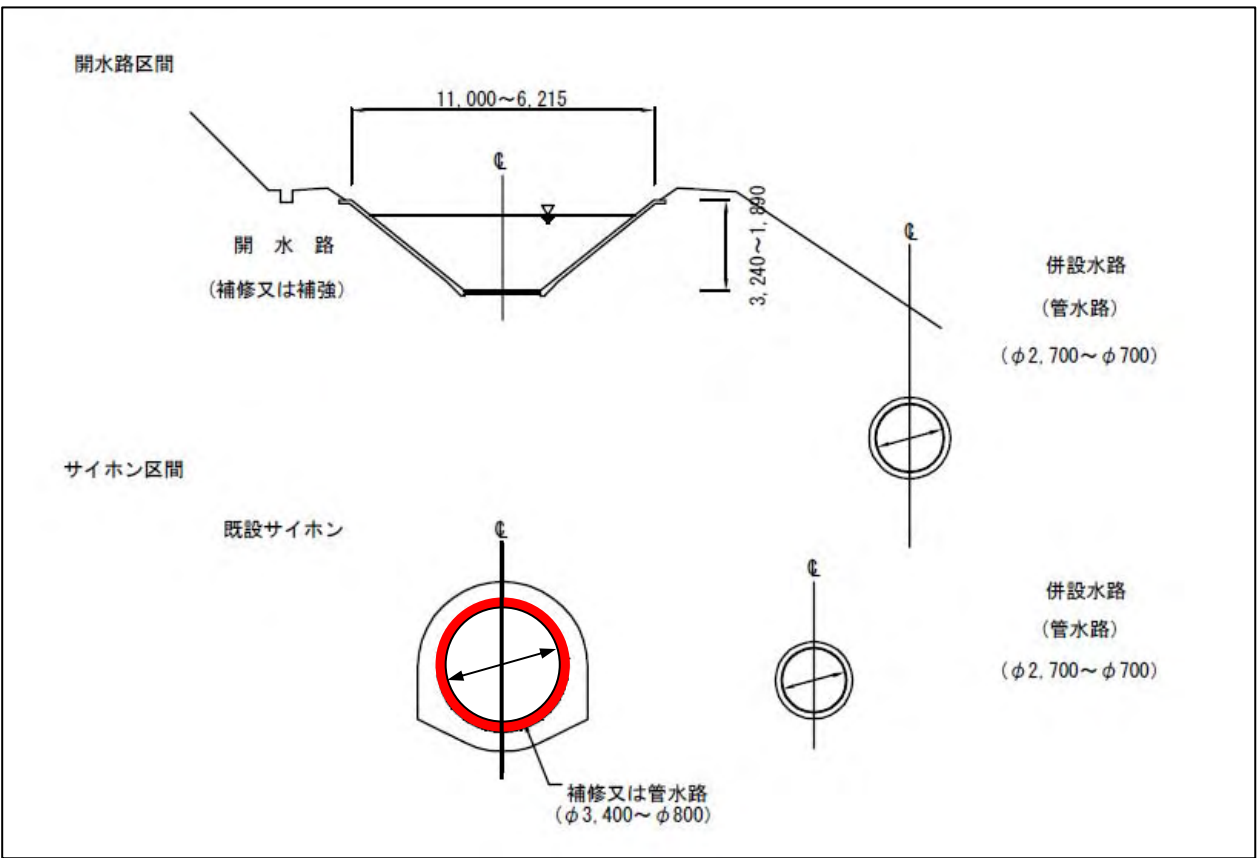
2. 位置図



3. 施設配置図



4. 改築水路断面 (単位: mm)



「木曽川水系における水資源開発基本計画」一部変更の概要

現行「木曽川水系における水資源開発基本計画」(平成16年6月)について、以下の通り、徳山ダム建設事業の予定工期の延長と、木曽川水系連絡導水路事業の追加が必要であるため、一部変更を行うものである。

(1) 徳山ダム建設事業

本事業については、平成19年度までを工期とする現行計画に則り、水資源機構により事業が行なわれているところである。今回、水資源機構は平成23年度まで、特定事業先行調整費制度の適用による自己資金回収を行うため、計画上の予定工期を延長する変更を行うこととする。

(2) 木曽川水系連絡導水路事業

本事業については、国土交通省が実施計画調査を行っているところであるが、今回、水資源機構に承継し、建設事業着手するため、計画への追加変更を行うこととする。

※ 特定事業先行調整費制度

独立行政法人水資源機構が実施する、ダム及び調整池の本体工事を施工中の特定の事業において、水資源機構の保有する自己資金を活用することにより、年度事業費を先行的に調整し、後年度に所定の財源で措置する制度。

一般にダム及び調整池の本体工事は、経済的な計画に基づき事業を実施する場合において、一時的に多額の事業費を要する。この、事業の性格上生ずる「事業費の山」に対して、水資源機構の保有する自己資金を活用することにより、事業工期の遅延やこれに伴う事業費増の回避を図るもの。

**「木曾川水系における水資源開発基本計画」
一部変更 新旧対照表**

現行計画（平成16年6月15日閣議決定）

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

この水系に各種用水を依存している長野県、岐阜県、愛知県及び三重県の諸地域において、平成27年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標はおおむね次のとおりである。

また、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする。

(1) 水の用途別の需要の見通し

平成27年度を目途とする水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、合理的な水利用、この水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

水道用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部の地域において、水道事業がこの水系に依存する水量の見込みは、毎秒約50立方メートルである。

工業用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部の地域において、工業用水道事業がこの水系に依存する水量の見込みは、毎秒約19立方メートルである。

農業用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部地域において、この水系に依存する水量の増加は見込まれない。

(2) 供給の目標

これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえつつ、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う。

なお、これまでに整備した施設等と併せて、この施設整備により平成27年度に供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、計画当時の流況を基にすれば毎秒約113立方メートルであるが、近年の20年に2番目の渇水年の流況を基にすれば毎秒約77立方メートルとなる。

水資源開発基本計画」
対照表)

	変更案
	1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 この水系に各種用水を依存している長野県、岐阜県、愛知県及び三重県の諸地域において、平成 27 年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標はおおむね次のとおりである。 また、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする。 (1) 水の用途別の需要の見通し 平成 27 年度を目途とする水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、合理的な水利用、この水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。 水道用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部の地域において、水道事業がこの水系に依存する水量の見込みは、毎秒約 50 立方メートルである。 工業用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部の地域において、工業用水道事業がこの水系に依存する水量の見込みは、毎秒約 19 立方メートルである。 農業用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部地域において、この水系に依存する水量の増加は見込まれない。 (2) 供給の目標 これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえつつ、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2 に掲げる施設整備を行う。 なお、これまでに整備した施設等と併せて、この施設整備により平成 27 年度に供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、計画当時の流況を基にすれば毎秒約 113 立方メートルであるが、近年の 20 年に 2 番目の渇水年の流況を基にすれば毎秒約 77 立方メートルとなる。

現行計画（平成16年6月15日閣議決定）

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行うとともに、開発した水を効率的に利用するための調査を推進する。

なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。

(1) 徳山ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む。）を図るとともに、岐阜県及び愛知県の水道用水及び工業用水を確保するものとする。

なお、徳山ダムは発電の用にも、併せ供するものとする。
また、徳山ダムは横山ダムが従前供していたかんがい用途の用水を代替して補給するものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 揖斐川

新規利水容量 約 78,000 千立方メートル
(有効貯水容量約 380,400 千立方メートル)

予定工期 昭和 46 年度から平成 19 年度まで

(2) 愛知用水二期事業

事業目的 この事業は、愛知用水施設の改築等を行うことにより、農業用水等の供給に係る水路等の機能の回復・安定を図るとともに、阿木川ダム及び味噌川ダムにより確保される愛知県の水道用水の一部及び同県の工業用水を供給するものとする。

事業主体 独立行政法人 水資源機構

河川名 木曽川

取水量 最大毎秒約 32.4 立方メートル
兼山地点における取水量最大毎秒約 30.0 立方メートル
犬山地点における取水量最大毎秒約 2.4 立方メートル

予定工期 昭和 56 年度から平成 18 年度まで
(水路等施設は平成 16 年度まで)

	変更案
	2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行うとともに、開発した水を効率的に利用するための調査を推進する。 なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。 (1) 徳山ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む。）を図るとともに、岐阜県及び愛知県の水道用水及び工業用水を確保するものとする。 なお、徳山ダムは発電の用にも、併せ供するものとする。 また、徳山ダムは横山ダムが従前供していたかんがい用途の用水を代替して補給するものとする。 事業主体 独立行政法人 水資源機構 河川名 揖斐川 新規利水容量 約 78,000 千立方メートル （有効貯水容量約 380,400 千立方メートル） 予定工期 昭和 46 年度から平成 23 年度まで <u>ただし、概成は平成 19 年度</u> (2) 愛知用水二期事業 事業目的 この事業は、愛知用水施設の改築等を行うことにより、農業用水等の供給に係る水路等の機能の回復・安定を図るとともに、阿木川ダム及び味噌川ダムにより確保される愛知県の水道用水の一部及び同県の工業用水を供給するものとする。 事業主体 独立行政法人 水資源機構 河川名 木曽川 取水量 最大毎秒約 32.4 立方メートル 兼山地点における取水量最大毎秒約 30.0 立方メートル 犬山地点における取水量最大毎秒約 2.4 立方メートル 予定工期 昭和 56 年度から平成 18 年度まで （水路等施設は平成 16 年度まで）

現行計画（平成16年6月15日閣議決定）

	変更案
(3) <u>木曽川水系連絡導水路事業</u>	
<u>事業目的</u>	<u>この事業は、木曽川、長良川及び揖斐川を連絡する水路等を建設することにより、徳山ダムにおいて確保される水を木曽川及び長良川に導水し、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るとともに、愛知県の水道用水及び工業用水を供給するものとする。</u>
<u>事業主体</u>	<u>独立行政法人 水資源機構</u> <u>なお、本事業は国土交通大臣より承継する。</u>
<u>河川名</u>	<u>木曽川、長良川及び揖斐川</u>
<u>最大導水量</u>	<u>都市用水毎秒約 4 立方メートル</u> <u>（異常渇水時の緊急水の補給時毎秒約 20 立方メートル）</u>
<u>予定工期</u>	<u>平成 18 年度から平成 27 年度まで</u>

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

- (1) この水系における適切な水利用の安定性を確保するためには、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。
- (2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備を通じた地域活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域単位での健全な水循環を重視しつつ、治水対策、河川環境の保全、水力エネルギーの適正利用及び水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。
- (4) この水系においては、過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生したものの、依然として地下水に対する依存度が高いことから、安定的な水の供給を確保するため、地下水の適切な利用が図られるよう地下水採取の規制、地下水位の観測や調査等を引き続き行うこととする。
- (5) この水系における水資源の開発及び利用に当たっては、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。
 - ① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、節水の普及啓発に努めるものとする。
 - ② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。
 - ③ 近年の経済社会の発展に伴う土地利用及び産業構造の変化に対応し、既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。なお、水資源の広域的な利用についても配慮するものとする。
- (6) 喝水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について総合的に検討し、その具体化を図るものとする。
- (7) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。
- (8) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

	変更案
	3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (1) この水系における適切な水利用の安定性を確保するためには、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。 (2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備を通じた地域活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域単位での健全な水循環を重視しつつ、治水対策、河川環境の保全、水力エネルギーの適正利用及び水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。 (4) この水系においては、過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生したものの、依然として地下水に対する依存度が高いことから、安定的な水の供給を確保するため、地下水の適切な利用が図られるよう地下水採取の規制、地下水位の観測や調査等を引き続き行うこととする。 (5) この水系における水資源の開発及び利用に当たっては、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。 ① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、節水の普及啓発に努めるものとする。 ② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。 ③ 近年の経済社会の発展に伴う土地利用及び産業構造の変化に対応し、既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。なお、水資源の広域的な利用についても配慮するものとする。 (6) 渇水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について総合的に検討し、その具体化を図るものとする。 (7) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。 (8) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

**「木曽川水系における水資源開発基本計画」
変更事業の概要**

- 徳山ダム建設事業
- 木曽川水系連絡導水路事業

徳山ダム建設事業

1. 事業概要

- 事業主体 独立行政法人水資源機構
- 場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町（木曾川水系揖斐川）
- 事業内容

	現行 (事業実施計画)	変更予定
事業目的	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む） ・水道用水の供給 約 4.5m³/s 岐阜県（1.2m³/s） 愛知県（2.3m³/s） 名古屋市（1.0m³/s） ・工業用水の供給 約 2.1m³/s 岐阜県（1.4m³/s） 名古屋市（0.7m³/s） ・発電 最大出力 153,000kW ・かんがい用水の代替補給	
貯水池容量	新規利水容量 7,800 万 m ³ (有効貯水容量約 38,040 万 m ³)	
工期	昭和 46 年度～平成 19 年度	昭和 46 年度～平成 23 年度 ただし、概成は平成 19 年度

- 経緯
 - 昭和 46 年 実施計画調査着手
 - 昭和 47 年 建設事業着手
 - 昭和 51 年 事業実施計画認可
事業承継
 - 平成 12 年 本体工事着手
 - 平成 18 年 試験湛水開始

- 事業進捗
 - 平成 18 年度末までの進捗率は 93%
 - 平成 19 年度は試験湛水に伴う観測・保守点検、仮設備跡地整備工事、山林公有地化等を実施予定

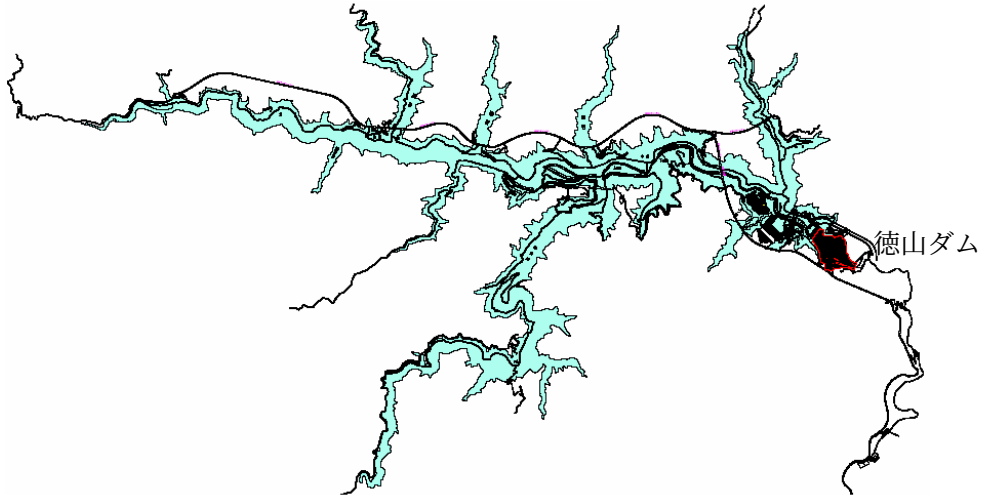
2. 位置図



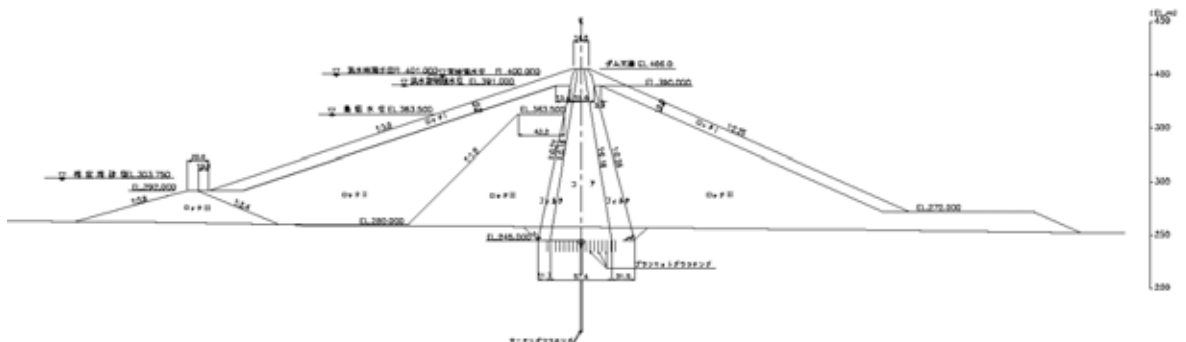
3. 主要施設諸元

集水面積 約 254km²
 型 式 ロックフィルダム
 堤 高 161m

貯水池平面図



堤体標準断面図



容量配分図

堤 頂 EL.406.0m					
洪水時満水位 EL.401.0m					
常 時 満 水 位 EL.400.0m					
洪水期制限水位 EL.391.0m		洪水調節容量 123,000,000m ³			
(6月16日～10月15日)	総貯水容量 660,000,000m ³	洪水期利水及び発電容量 257,400,000m ³ 流水の正常な機能の維持 168,000,000m ³ 流水の正常な機能の維持 115,000,000m ³ (かんがい振替分 32,000,000m ³ 含む) 異常渇水時における 緊急水の補給 53,000,000m ³ 新規利水 78,000,000m ³ 発電専用 11,400,000m ³	非洪水期利水及び発電容量 366,400,000m ³ 流水の正常な機能の維持 277,000,000m ³ 流水の正常な機能の維持 224,000,000m ³ (かんがい振替分 32,000,000m ³ 含む) 異常渇水時における 緊急水の補給 53,000,000m ³ 新規利水 78,000,000m ³ 発電専用 11,400,000m ³	有効貯水容量 380,400,000m ³	
最 低 水 位 EL.363.5m					
		堆砂及び底水容量 279,600,000 m ³			
基 礎 岩 盤 EL.245.0m					

木曽川水系連絡導水路事業

1. 事業概要

○事業主体

独立行政法人水資源機構

なお、本事業は国土交通大臣より承継する

○場 所

【上流施設】取水口：岐阜県揖斐郡揖斐川町（木曽川水系揖斐川）

放水口：岐阜県岐阜市（木曽川水系長良川）

放水口：岐阜県加茂郡坂祝町（木曽川水系木曽川）

【下流施設】取水・放水口：岐阜県羽島市・海津市（木曽川水系木曽川・長良川）

○事業内容

事業目的	・流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給） ・水道用水の供給 約 3.3m³/s 愛知県（2.3m³/s） 名古屋市（1.0m³/s） ・工業用水の供給 約 0.7m³/s 名古屋市（0.7m³/s）
水路延長等	上流施設 L＝約 43 k m Q＝15.3～20m ³ /s 下流施設 L＝約 1 k m Q＝4.7m ³ /s
工期	平成 1 8 年度～平成 2 7 年度

○経緯

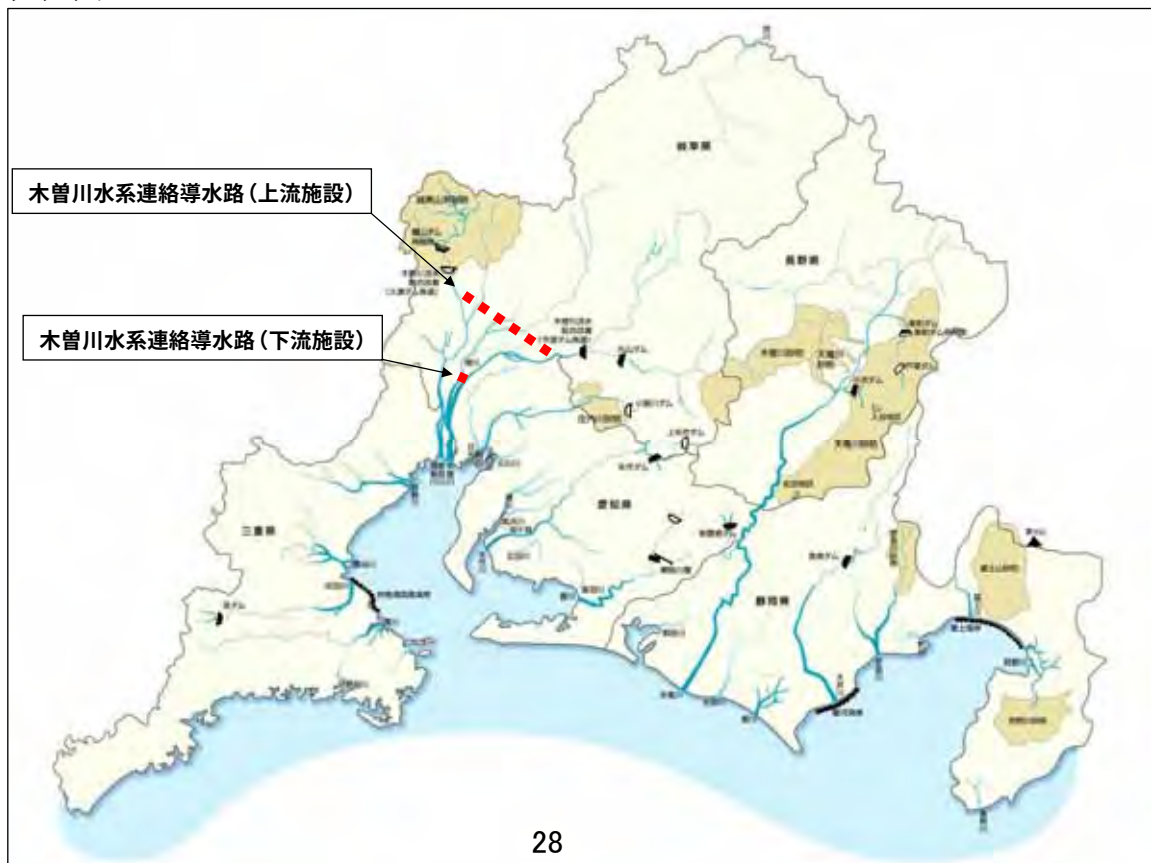
平成 1 8 年 実施計画調査着手

○事業進捗

平成 1 8 年度末までの進捗率は 1%

平成 1 9 年度は、測量、地質調査、環境調査等を実施する予定

2. 位置図



3. 施設配置図



「豊川水系における水資源開発基本計画」
「木曽川水系における水資源開発基本計画」
の一部変更に関する主な経緯

平成20年2月26日	国土交通大臣から国土審議会へ意見の聴取依頼
平成20年3月 3日	国土審議会から水資源開発分科会へ付託
平成20年3月 4日	水資源開発分科会から豊川部会及び木曽川部会へ調査・検討依頼
平成20年3月 6日	第4回豊川部会・第4回木曽川部会合同部会の開催 ○ 「豊川水系における水資源開発基本計画」の一部変更案について審議 ○ 「木曽川水系における水資源開発基本計画」の一部変更案について審議
平成20年3月18日	第8回水資源開発分科会の開催 ○ 「豊川水系における水資源開発基本計画」の一部変更案について審議 ○ 「木曽川水系における水資源開発基本計画」の一部変更案について審議

(参考)

第4回豊川部会・第4回木曽川部会合同部会 議事概要

日時	平成20年3月6日 10:00～12:00
場所	経済産業省別館 各省庁共用1028会議室

(豊川部会)

出席者	楠田委員(部会長)、藤原委員、佐々木委員、村岡委員、木本委員、田上委員、花木委員、古米委員、真木委員、光岡委員、山内委員 (事務局)上総水資源部長 他
議題	豊川水系における水資源開発基本計画の一部変更について
議事概要	豊川水系における水資源開発基本計画の一部変更(案)について事務局より説明し、以下のような意見が出された。 ○ 豊川用水は、大地震により長期断水するおそれがあり、耐震性を高めることは意義がある。 ○ 水路の高低差を利用した発電についても検討して欲しい。 ○ 今回の変更が、単なる事業の遅れや投資の拡大ではないことが、一般の方にもわかりやすいように、資料の公表時に工夫をして欲しい。 一部変更(案)について、部会長から分科会に報告することとすることが了承された。

(木曽川部会)

出席者	虫明委員(部会長)、池淵委員、村岡委員、入江委員、木本委員、田上委員、花木委員、真木委員、山内委員 (事務局)上総水資源部長 他
議題	木曽川水系における水資源開発基本計画の一部変更について
議事概要	木曽川水系における水資源開発基本計画の一部変更(案)について事務局より説明し、以下のような意見が出された。 ○ 木曽川水系連絡導水路により徳山ダムの水の利用が可能となることは喜ばしい。 ○ 「異常渇水の定義」や、「流水の正常な機能の維持が治水に含まれること」等について、専門家でない方にもわかりやすい資料をつくるべきではないか。 ○ 長良川河口堰の未利用水の利用のための施設整備も進めるべきではないか。 一部変更(案)について、部会長から分科会に報告することとすることが了承された。

補足説明資料

- ・ 豊川・木曽川水系フルプラン位置図
- ・ 豊川用水二期事業の概要
- ・ 徳山ダム 試験湛水の状況
- ・ 木曽川水系連絡導水路事業の概要

豊川水系フルプラン位置図



凡	例		
施設区分	完	了	等 建 設 中 改築・再開発
ダ ム	■	□	□
堰	■	□	□
導 水 路	—	---	---
流 域 界	—		
県 境	—		
河 川	—		
水 域	///		
フルプラン 地 域	■		
フルプラン 掲上事業	完	了	等
	建設中	・その他	

木曽川水系フルプラン位置図



凡 例			
施設区分	完 了 等	建 設 中	改築・再開発
ダ ム	■	□	□
堰	■	□	□
導 水 路	—	- - -	- - -
流 域 界	—		
県 境	—		
河 川	—		
水 域	////		
フルプラン 地 域	■		
フルプラン 掲上事業	完 了 等	□	
	建設中 ・その他	□	

豊川用水二期事業の概要

[illegible]

大規模地震対策の追加
H14に東海地震に係る地震防災対策強化地域が拡大（H18には東海地震の発生確率が87%（30年以内）に上方修正）され、H15年度には東南海・南海地震防災対策推進地域が新たに指定となり、地震災害に対する被害の未然防止対策が重要となってきたことから、指定地域等を対象として耐震対策工事等を追加

石綿管除去対策の追加
H17に施行された「石綿障害予防規則」により、豊川用水地域において使用された石綿を含有する製品の利用の実態、点検及び診断に基づき石綿管除去対策を追加

凡	例
水路改築(現行二期)	
大規模地震対策	
石綿管除去対策	

現行二期事業の進捗率は81%(平成19年度まで)

1. 豊川用水二期事業の概要

(1) 事業の概要

本事業は、老朽化した水路施設を改築し、施設の安全性の回復を図るとともに、幹線水路の複線化（併設水路の設置）等により、安定的な通水と適切な維持管理の確保、効果的な水利用と合理的な水管理の実現を図るものである。

今回、大規模地震対策として本線改築約16km、併設水路約22km及び石綿管除去対策として支線水路414km等を追加した

事業内容 () は、H11.12認可の事業実施計画

- ・大野導水路
水路橋改築 2カ所 (2カ所)
- ・東部幹線水路
本線改築 約26km (約13km)、併設水路 約50km (約34km)
- ・西部幹線水路
本線改築 約10km (約7km)、併設水路 約26km (約24km)
- ・牟呂松原幹線水路
改築 約14km (約14km)
- ・支線水路
改築 約469km (約51km)

本線改築に先行して設置する「併設水路」は、H18年度までに東部幹線併設水路(三ツ口池～万場調整池の約22km)が概成しており、現在、併設水路に水を切り替えて、本線の改築を行っている。

(2) 併設水路に期待する効果

- ・併設水路は存置し、適時・適切な維持管理を可能とする水路システム
- ・併設水路は、耐震性に優れた鋼管を採用し、本線水路との二系統化による危険分散
- ・併設水路(パイプライン)の水理特性を利用した、洪水導入の効率化や水需要変動等への対応性の向上

工事中の併設水路



開水路のひび割れ

インバート浮上及びクラック

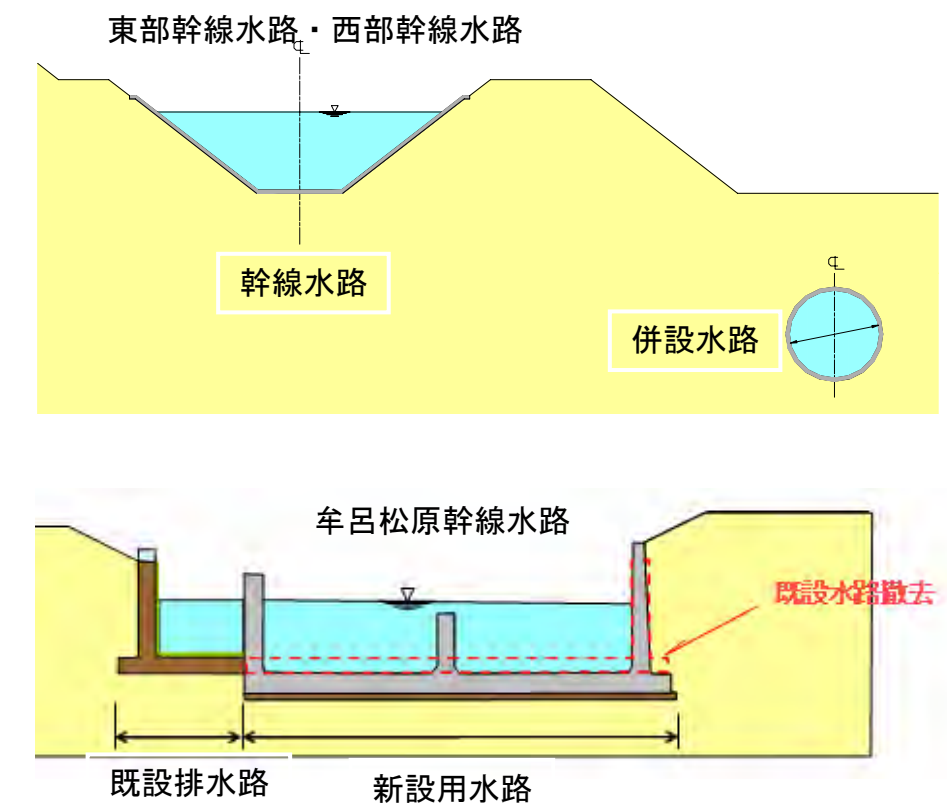
通水能力の低下



←水路内の土砂堆積



地区内流域からの排水流入
(牟呂松原幹線水路)



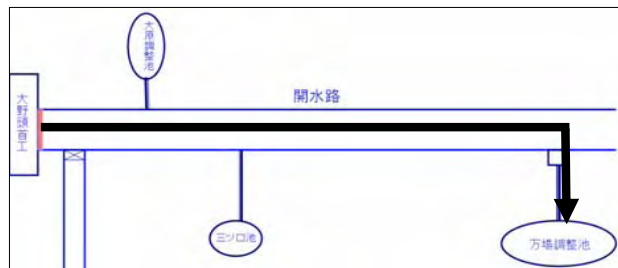
2. 現時点で確認できる事業の効果

東部幹線水路・西部幹線水路

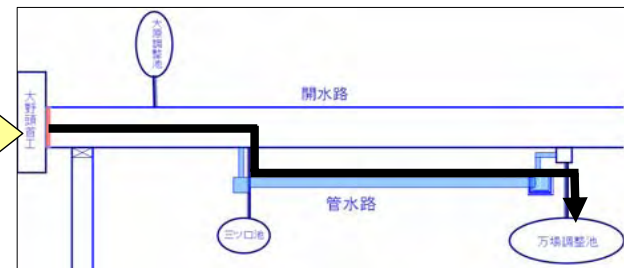
〔併設水路を利用した水管理の実証効果〕

- ・洪水導入の迅速化、効率化……万場調整池への洪水導水時間が4時間短縮(6.5h→2.5h)
- ・不断水による保守点検の実施……H18の保守業務では、約330m³の堆積土砂を撤去
- ・用水到達時間の短縮……伝播速度の速い管水路(併設)を利用した、幹線水路下流部への導水操作

洪水導入の迅速化、効率化



併設水路設置前
大野頭首工→万場調整池 … 6.5h



併設水路設置後
大野頭首工→万場調整池 … 2.5h

牟呂松原幹線水路

H18迄に牟呂松原幹線及び牟呂幹線水路の約12kmを改築

〔幹線水路改築による実証効果〕

- ・不断水による保守点検の実施……H18の保守業務では、約50m³の土砂を撤去(幹線延長約1km)
- ・チェックゲートの更新による水位調節機能の回復と配水の安定化
- ・用水と流入排水を分離した事による水質の改善

不断水による保守点検の実施



更新後のチェックゲート



用排分離による水質の改善



老朽化した水路の改築(支線水路)



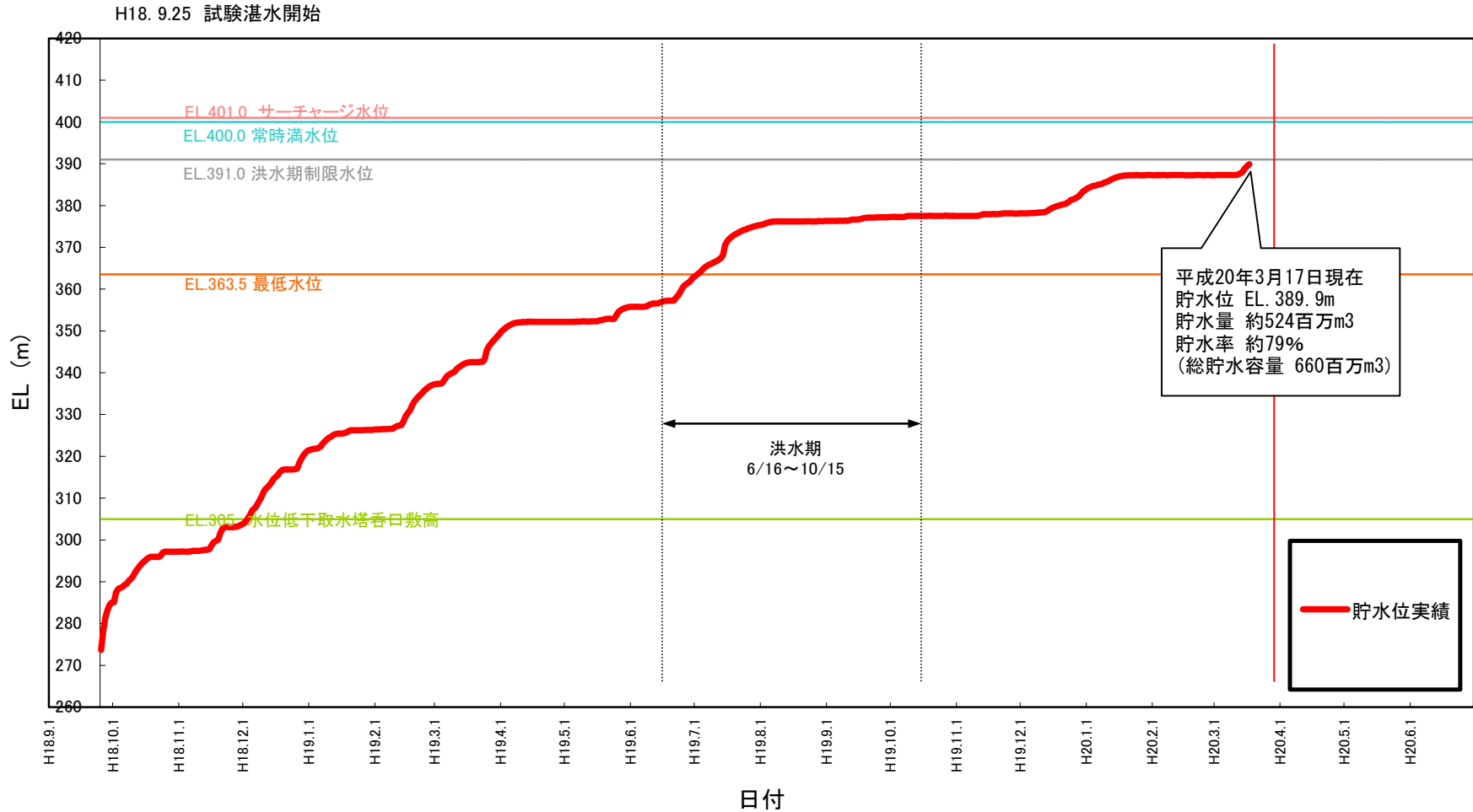
支線水路

H18迄に支線水路 約40kmを改築

- ・老朽化した水路の改築により漏水が改善
- ・水資源の有効活用……パイプライン化による管理余水、無効放流の改善

徳山ダム 試験湛水の状況

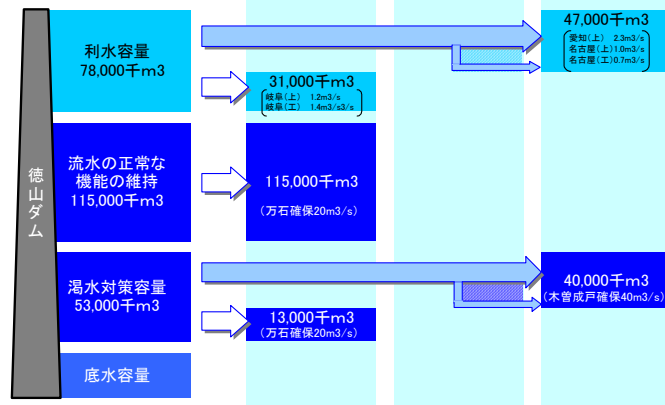
試験湛水状況図



木曽川水系連絡導水路事業の概要

木曽川水系連絡導水路事業の計画概要

○徳山ダム貯留水の配分



事業の目的

(1) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時^{*}の緊急水の補給)

環境

木曽川水系の異常渇水時^{*}において、徳山ダムに確保された渇水対策容量の内の4,000万m³の水を木曽川及び長良川に導水することにより、木曽成戸地点で約40m³/sを確保し、河川環境の改善等を行う。

利水

(2) 水道用水及び工業用水の供給

徳山ダムで開発した愛知県及び名古屋市の都市用水を最大4m³/s導水することにより、木曽川で取水できるようにする。

^{*} 異常渇水時 … 10年に1回程度発生する規模の渇水より厳しい渇水。具体的には各ダムに確保された流水の正常な機能の維持のための水が無くなってしまう時。

導水路のルート

導水路ルートは、地形・地質上の制約、経済性、河川流況改善区間延長及び利水供給可能区域等から、揖斐川西平ダム付近から木曽川坂祝地区に導水することを基本とする。

また、長良川中流部の河川環境の改善及び事業費の軽減を図るため木曽川への導水の一部を長良川を経由するものとする。



水路延長等

上流施設 L=約43km Q=15.3~20m³/s
下流施設 L=約1km Q=4.7m³/s

渇水が頻発する木曽川

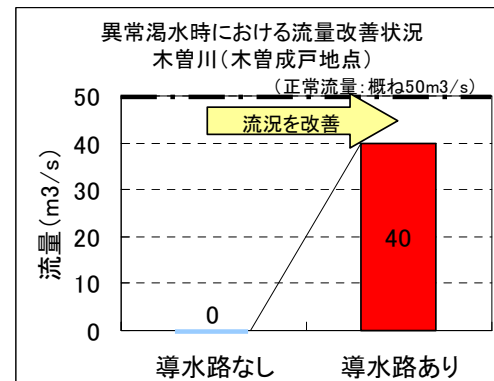
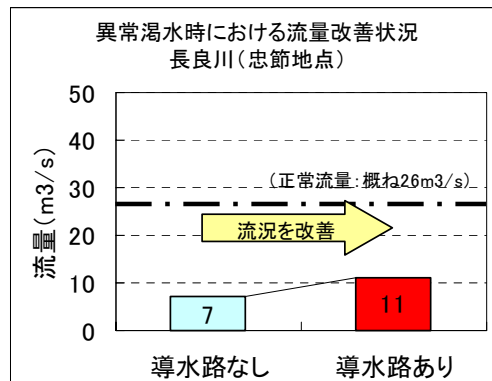
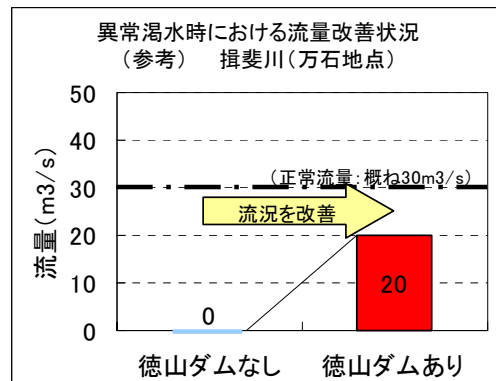
木曽川に係る用水では、平成になって以降19回の取水制限(節水)を実施している

渇水 発生 年度	取水制限期間												最高取水制限率 (%)		
	期間											日数			
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		上水	工水	農水
H2												32	10	20	20
H4												51	10	20	20
H5												27	15	20	20
H6												166	35	65	65
H7												213	25	50	50
H8												29	20	20	20
H9												7	5	10	10
H11												9	5	10	10
H12												78	25	50	65
H13												143	20	40	40
H14												75	20	40	40
H16												33	15	30	30
H17												176	25	45	50

：実際の取水制限実施期間

河川環境の改善効果(異常渇水時)

【異常渇水時における流況の改善状況】 ※平成6年規模の渇水を対象にシミュレーション



1. 瀬切れの防止

渇水対策容量に確保された緊急水を木曽川に16m³/s(その内、4m³/sは長良川経由)導水することにより、平成6年に木曽川で発生したような瀬切れを防止する。

2. 渇水による動植物の生息・生育環境への影響の改善

(1) アユ等

木曽川に導水することにより、中流部のアユ等の産卵場で必要と考えられる流量を確保する。

(2) ヤマトシジミ

平成6年に木曽川で発生したようなヤマトシジミの斃死等の現象が改善される。

3. 渇水による河川の水質悪化の改善

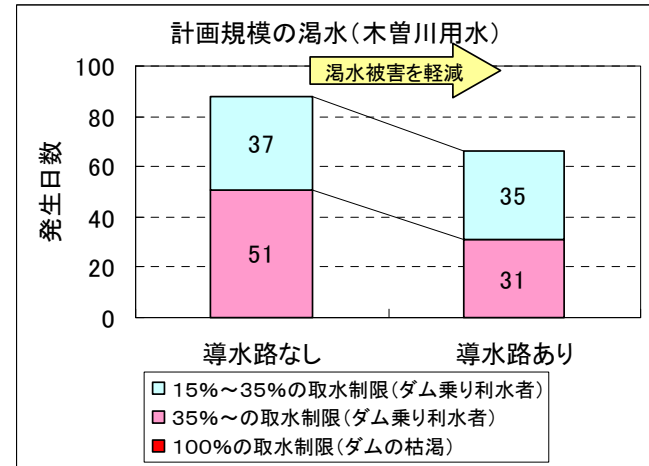
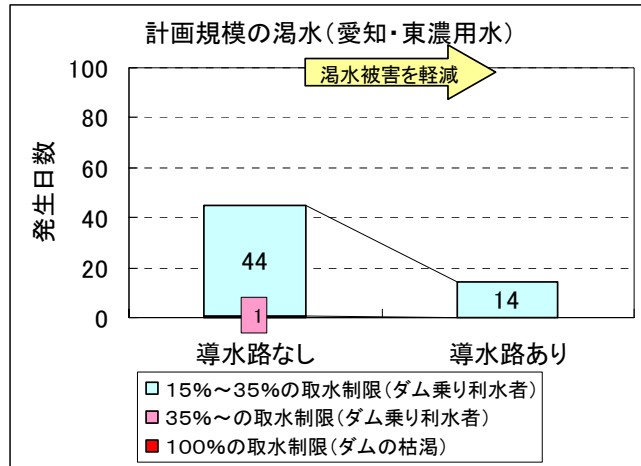
平成6年に木曽川及び長良川で発生したような水質悪化を改善する。

渇水被害(都市用水)の軽減効果 ①

【渇水時における被害の軽減効果】

(1) 計画規模の渇水(近年の20年に2番目の渇水年(昭和62年))の場合

- 例えば木曽川用水に係る水道用水において断水を生じるおそれがある35%以上の取水制限が51日間から31日間へと軽減される。



* 導水路なし: 現施設(=木曽川上流の4ダム(牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム)、長良川河口堰(既利用分))

試算条件: 4ダムは、ダムの整備順により供給対象区域に補給しているが、渇水が進行した場合には、その都度緊急水利調整協議会で合意している「4ダムによる総合運用」を行っている。

* 導水路あり: 現施設に加え、徳山ダム及び木曽川水系連絡導水路

試算条件: 本試算では、4ダムは上述の運用に加え、徳山ダム及び木曽川水系連絡導水路ありの場合の各用水の取水制限率の軽減状況を試算している。

* 35%取水制限: H6渇水において19時間断水が発生した際の実績取水制限率

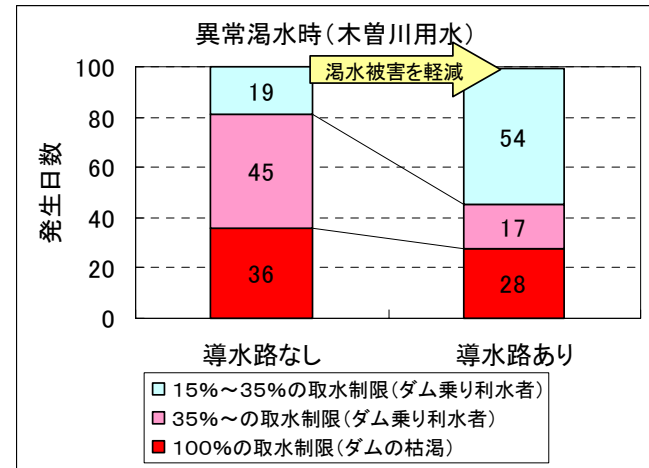
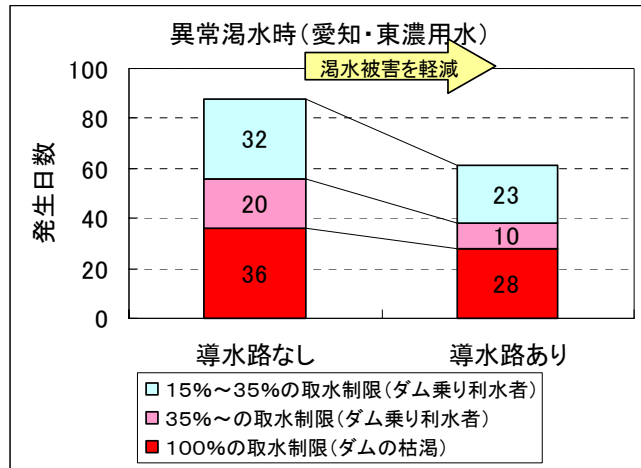
* 35%以上の取水制限日数(水道用水): 木曽川上流ダム群の枯渇日数は含まない(計画規模の渇水ではダムの枯渇はない)

渇水被害(都市用水)の軽減効果 ②

【渇水時における被害の軽減効果】 ※平成6年規模の渇水を対象にシミュレーション

(2) 異常渇水(近年で最大の渇水年(平成6年))の場合

- 木曽川上流ダム群の枯渇日数が36日間から28日間へと軽減されるとともに、例えば木曽川用水に係る水道用水において断水を生じるおそれがある35%以上の取水制限日数及びダムの枯渇日数の合計が81日間から45日間へと短縮される。



- * 導水路なし: 現施設(=木曽川上流の4ダム(牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム)、長良川河口堰(既利用分))
試算条件: 4ダムは、ダムの整備順により供給対象区域に補給しているが、渇水が進行した場合には、その都度緊急水利調整協議会で合意している「4ダムによる総合運用」を行っている。
- * 導水路あり: 現施設に加え、徳山ダム及び木曽川水系連絡導水路
試算条件: 本試算では、4ダムは上述の運用に加え、徳山ダム及び木曽川水系連絡導水路ありの場合の各用水の取水制限率の軽減状況を試算している。
- * 35%取水制限: H6渇水において19時間断水が発生した際の実績取水制限率
- * 35%以上の取水制限日数(水道用水): 木曽川上流ダム群の枯渇日数は含まない(計画規模の渇水ではダムの枯渇はない)

- 国土審議会 委員名簿
- 国土審議会水資源開発分科会 委員名簿
- 国土交通省設置法（抄）
- 国土審議会令
- 水資源開発分科会における部会設置要綱
- 水資源開発促進法
- 水資源開発基本計画について
- 豊川水系における水資源開発基本計画
（平成 18 年 2 月 国土交通省）
- 木曽川水系における水資源開発基本計画
（平成 16 年 6 月 国土交通省）

国土審議会委員名簿 (平成19年12月12日現在)

1. 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者(6人)

近藤 昭一 衆議院議員
杉浦 正健 衆議院議員
中谷 元 衆議院議員
野田 佳彦 衆議院議員
細田 博之 衆議院議員
保岡 興治 衆議院議員

2. 参議院議員のうちから参議院が指名する者(4人)

大石 正光 参議院議員
大江 康弘 参議院議員
鈴木 政二 参議院議員
吉村 剛太郎 参議院議員

3. 学識経験を有する者(20人以内)

岩崎 美紀子 筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
植本 眞砂子 全日本自治団体労働組合副中央執行委員長
大西 隆 東京大学先端科学技術研究センター教授

◎ 岡村 正 (株)東芝取締役会長

神尾 隆 トヨタ自動車(株)相談役 (社)中部経済連合会副会長
川勝 平太 静岡文化芸術大学学長
清原 慶子 三鷹市長

小谷部 育子 日本女子大学家政学部教授

崎田 裕子 ジャーナリスト、環境カウンセラー

潮谷 義子 熊本県知事

生源寺 眞一 東京大学大学院農学生命科学研究科長

神野 直彦 東京大学大学院経済学研究科教授

丹保 憲仁 北海道大学名誉教授

千野 境子 産経新聞社取締役正論担当・論説委員長

津村 準二 東洋紡績(株)代表取締役会長 (社)関西経済連合会副会長

藤原 まり子 (株)博報堂生活総合研究所客員研究員

御厨 貴 東京大学先端科学技術研究センター教授

虫明 功臣 福島大学理工学群教授

○ 森地 茂 政策研究大学院大学教授

矢田 俊文 北九州市立大学学長

○国土審議会水資源開発分科会 委員名簿

1. 委員

- 藤原 まり子 (株) 博報堂生活総合研究所客員研究員
◎ 虫明 功臣 福島大学理工学群教授

2. 特別委員

- 飯嶋 宣雄 東京水道サービス(株) 代表取締役社長
○ 池淵 周一 京都大学 名誉教授
楠田 哲也 北九州市立大学大学院国際工学研究科 教授
佐々木 弘 神戸大学 名誉教授
楨村 久子 京都女子大学現代社会学部 教授
丸山 利輔 石川県立大学 学長
村岡 浩爾 (財) 日本地下水理化学研究所 理事長
恵 小百合 江戸川大学社会学部 教授
山本 和夫 東京大学環境安全研究センター 教授

○国土交通省設置法（平成十一年七月十六日法律第百号）（抄）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

第一款 設置

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

2 （略）

第二款 国土審議会

（所掌事務）

第七条 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること。
- 二 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）、国土利用計画法、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二二号）、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二二号）、北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）、地価公示法、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）、国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第百十七号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第百十六号）及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（組織）

第八条 国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 六人
 - 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 四人
 - 三 学識経験を有する者 二十人以内
- 2 前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第九条 国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。

3 国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(特別委員)

第十条 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、国会議員、当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

(資料提出の要求等)

第十一条 国土審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期 限	法 律
平成二十四年三月三十一日	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法
平成二十五年三月三十一日	離島振興法

平成二十七年三月三十一日	山村振興法
	半島振興法
総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）附則第六条に規定する日	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東北開発促進法（昭和三十三年法律第百十号）、旧九州地方開発促進法（昭和三十三年法律第六十号）、旧四国地方開発促進法（昭和三十三年法律第六十三号）、旧北陸地方開発促進法（昭和三十三年法律第百七十一号）及び旧中国地方開発促進法（昭和三十三年法律第百七十二号）

○ 国土審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十八号）

（専門委員）

第一条 国土審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（分科会）

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名 称	法 律 の 規 定
土地政策分科会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十三条第二項
	土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条第三項及び第十九条
	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二十六条の二
	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十二条
	国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第三条第六項において読み替えて準用する同条第一項
北海道開発分科会	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第四条
水資源開発分科会	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第三条第一項、第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六条第一項及び第二項
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、国土交通大臣が指名する。

3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。

4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。

5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とするこ

とができる。

(部会)

第三条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(幹事)

第四条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

分 科 会	課
土地政策分科会	国土交通省土地・水資源局総務課
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省都市・地域整備局地方整備課

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期 限	分科会	法律の規定	課
平成二十四年 三月三十一日	特殊土地 地帯対策分科 会	特殊土地地帯災害防除及び 振興臨時措置法（昭和二十 七年法律第九十六号）第二 条第一項、第三条第一項及 び第五条	国土交通省都市・地域整 備局地方整備課
平成二十五年 三月三十一日	離島振興対 策分科会	離島振興法（昭和二十八年 法律第七十二号）第二条第 一項、第三条第三項（同条 第五項において準用する 場合を含む。）及び第二十 一条	国土交通省都市・地域整 備局離島振興課
平成二十七年 三月三十一日	山村振興対 策分科会	山村振興法（昭和四十年法 律第六十四号）第七条第一 項及び第二十二條	国土交通省都市・地域整 備局地方整備課

- 2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土地地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局企画部農村政策課の協力を得て処理するものとする。

○国土審議会運営規則

(趣旨)

第1条 国土審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）及び国土審議会令（平成12年政令第298号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会の会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が招集する。

2 前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(会議の議事)

第4条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

(議事の公開)

第5条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会への意見聴取)

第6条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会（第7条第1項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。）に意見を聴くものとする。

(分科会)

第7条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託

することができないときは、この限りでない。

- 2 分科会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。
- 3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意をするものとする。
- 4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。
- 5 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第8条 会長（分科会に置かれる部会にあっては分科会長）は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 2 第2条から第5条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附則（平成13年3月15日国土審議会決定）

この規則は、平成13年3月15日から施行する。

附則（平成17年12月16日国土審議会決定）

改正後のこの規則は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成17年政令第375号）の施行の日から施行する。

○水資源開発分科会における部会設置要綱

平成 13 年 8 月 21 日
第 1 回水資源開発分科会決定

(設置)

1. 国土審議会令（平成 12 年政令第 298 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、水資源開発分科会（以下「分科会」という。）に利根川・荒川部会、豊川部会、木曽川部会、淀川部会、吉野川部会、筑後川部会及び調査企画部会（以下「各部会」という。）を置く。

(任務)

2. 利根川・荒川部会は利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）について、豊川部会は豊川水系における基本計画について、木曽川部会は木曽川水系における基本計画について、淀川部会は淀川水系における基本計画について、吉野川部会は吉野川水系における基本計画について、筑後川部会は筑後川水系における基本計画について、調査企画部会は各水系の基本計画に共通する事項等について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

(庶務)

3. 各部会の庶務は、国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。

(雑則)

4. この要綱に定めるもののほか、各部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は平成 13 年 8 月 21 日から施行する。

○水資源開発促進法（昭和三十六年十一月十三日法律第二百十七号）

（目的）

第一条 この法律は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まつて、河川の水 系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基礎調査）

第二条 政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び第四条第一項の規定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

（水資源開発水系の指定）

第三条 国土交通大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。

- 2 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し前項に規定する必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、水資源開発水系の指定を求めることができる。
- 3 国土交通大臣が水資源開発水系の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。
- 4 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

（水資源開発基本計画）

第四条 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

- 2 国土交通大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。
- 3 基本計画には、治山治水、電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発について十分の考慮が払われていなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。
- 5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

- 6 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、基本計画の変更を求めることができる。

第五条 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標
- 二 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 三 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(国土審議会の調査審議等)

第六条 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。

- 2 国土審議会は、前項に規定する重要事項について、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
- 3 関係行政機関の長は、第一項に規定する重要事項について、国土審議会の会議に出席して、意見を述べることができる。

第七条から第十一条まで 削除

(基本計画に基づく事業の実施)

第十二条 基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構その他の者が実施するものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第十三条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

(損失の補償等)

第十四条 基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一〇日法律第一二九号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年六月二九日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。そぞし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定

附 則 (昭和四一年七月一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二六日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びに その委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別 委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五五号) 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

(経過措置)

- 3 従前の総理府の国土利用計画審議会並びにその会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会並びにその会長、委員及び専門委員、奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに小笠原諸島復興審議会並びにその会長及び委員は、それぞれ国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

- 1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに

関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年一二月一八日法律第一八二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第十三条まで及び第十五条から第二十六条までの規定 平成十五年十月一日

○水資源開発基本計画について

(1) 水資源開発促進法及び水資源開発基本計画の概要

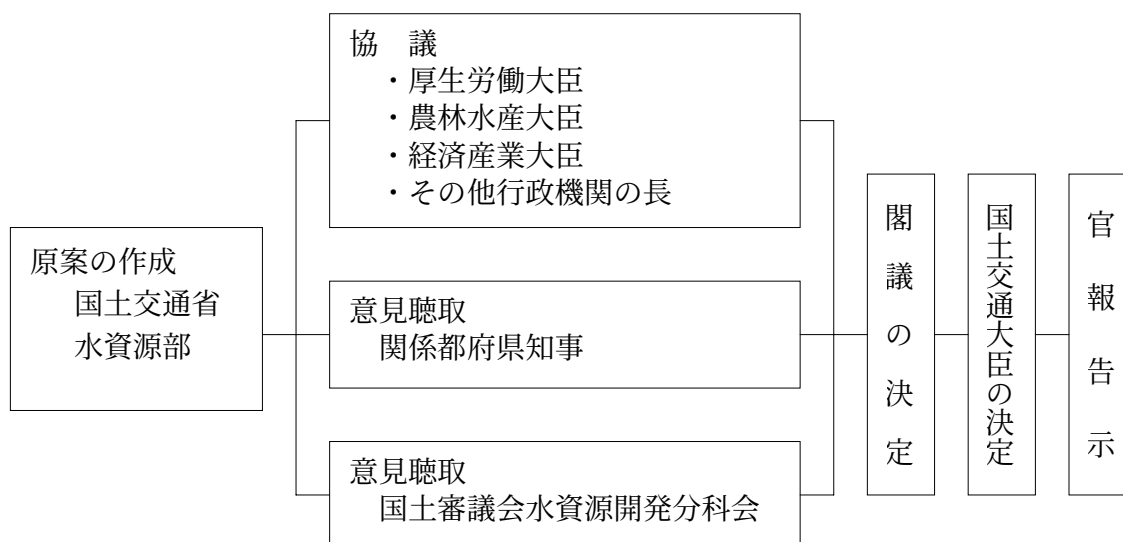
昭和36年に制定された水資源開発促進法では、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域において、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な水系を水資源開発水系（以下、「指定水系」という。）として指定し、当該地域（以下、「フルプラン地域」という。）における水資源開発基本計画（以下、「フルプラン」という。）を定めることとされている。

指定水系は、国土交通大臣が厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、閣議の決定を経て指定される。また、フルプランについても、同様の手続きにより決定、変更される。

現在、指定水系は7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川）であり、利根川水系と荒川水系を一緒にして6つのフルプランが決定されている。

また、フルプランには、①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標、②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項、③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項の3つを記載することとされている。

○水資源開発基本計画の策定手続き



○水資源開発水系



(2) 水資源開発基本計画の変更に関するこれまでの経緯

①審議会

旧水資源開発審議会は、平成13年1月の省庁再編に伴い、国土審議会水資源開発分科会へと改組された。改組以後の開催実績を下に示す。

○水資源開発分科会

		議事内容
平成13年 8月 21日	第1回水資源開発分科会	新しい部会の設置 利根川・荒川水系の審議 淀川水系の審議
平成13年 12月 13日	第2回水資源開発分科会	吉野川水系の審議
平成14年 10月 31日	第3回水資源開発分科会	利根川・荒川水系の審議
平成16年 5月 31日	第4回水資源開発分科会	木曽川水系の審議
平成17年 3月 24日	第5回水資源開発分科会	筑後川水系の審議
平成18年 2月 3日	第6回水資源開発分科会	豊川水系の審議

平成 19 年 12 月 13 日	第 7 回水資源開発分科会	利根川・荒川水系の審議
-------------------	---------------	-------------

○各部会

		利	豊	木	淀	吉	筑	調
平成 13 年 10 月 19 日	第 1 回吉野川部会					○		
11 月 9 日	第 2 回吉野川部会					○		
平成 14 年 1 月 23 日	第 1 回利根川・荒川部会	○						
5 月 9 日	第 2 回利根川・荒川部会	○						
5 月 21 日	第 1 回淀川部会				○			
10 月 16 日	第 3 回利根川・荒川部会	○						
10 月 31 日	第 2 回淀川部会				○			
11 月 8 日	第 1 回豊川部会		○					
平成 15 年 3 月 27 日	第 1 回筑後川部会						○	
7 月 4 日	第 1 回木曽川部会			○				
平成 16 年 4 月 13 日	第 2 回木曽川部会			○				
5 月 12 日	第 3 回木曽川部会			○				
平成 17 年 2 月 10 日	第 2 回筑後川部会						○	
3 月 15 日	第 3 回筑後川部会						○	
12 月 8 日	第 2 回豊川部会		○					
平成 18 年 1 月 19 日	第 3 回豊川部会		○					
平成 19 年 6 月 18 日	第 4 回利根川・荒川部会	○						
8 月 9 日	第 5 回利根川・荒川部会	○						
10 月 31 日	第 6 回利根川・荒川部会	○						
11 月 26 日	第 3 回淀川部会				○			
平成 20 年 2 月 25 日	第 4 回淀川部会				○			
3 月 6 日	第 4 回豊川部会 第 4 回木曽川部会		○	○				
3 月 7 日	第 1 回調査企画部会							○
3 月 18 日	第 2 回調査企画部会							○

②計画の変更（閣議決定）

○平成 13 年 9 月 14 日

「利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画」の一部変更

「淀川水系における水資源開発基本計画」の一部変更

○平成 14 年 2 月 15 日

「吉野川水系における水資源開発基本計画」の全部変更

○平成 14 年 12 月 10 日

「利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画」の一部変更

○平成 16 年 6 月 15 日

「木曽川水系における水資源開発基本計画」の全部変更

○平成 17 年 4 月 15 日

「筑後川水系における水資源開発基本計画」の全部変更

○平成 18 年 2 月 17 日

「豊川水系における水資源開発基本計画」の全部変更

豊川水系における
水 資 源 開 発 基 本 計 画

平成 18 年 2 月 17 日 閣議決定、国土交通大臣決定

平成 18 年 2 月 28 日 国土交通省告示第 313 号

国 土 交 通 省

豊川水系における水資源開発基本計画

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

豊川水系に各種用水を依存している静岡県及び愛知県の諸地域において、平成27年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標はおおむね次のとおりである。

また、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする。

(1) 水の用途別の需要の見通し

水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地下水の適正利用、合理的な水利用等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

豊川水系に水道用水または工業用水を依存している諸地域において、水道事業及び工業用水道事業がこの水系に依存する需要の見通しは毎秒約6.1立方メートルである。このうち、この水系に水道用水を依存している愛知県の諸地域において、水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約4.5立方メートルであるとともに、この水系に工業用水を依存している静岡県及び愛知県の諸地域において、工業用水道事業が依存する需要の見通しは毎秒約1.6立方メートルである。

また、豊川水系に農業用水を依存している愛知県東三河地域において、農業生産の維持及び増進を図るために増加する農業用水の需要の見通しは毎秒約0.3立方メートルである。

(2) 供給の目標

これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う。

2に掲げる水資源開発のための施設とこれまでに整備した施設等により、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にすれば毎秒約6.5立方メートルとなる。なお、計画当時の流況を基にすれば、その水量は毎秒約7.9立方メートルである。

また、農業用水の増加分である毎秒約0.3立方メートルを設楽ダムにより供給する。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行う。

なお、経済社会情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。

(1) 設楽ダム建設事業

事業目的	この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、愛知県東三河地域の農地に対して必要な農業用水及び愛知県の水道用水の確保を行うものとする。
------	---

事業主体	国土交通省
------	-------

河川名	豊川
-----	----

新規利水容量	約 1,300 万立方メートル
--------	-----------------

(有効貯水容量約 9,200 万立方メートル)

予定工期	昭和 53 年度から平成 32 年度まで
------	----------------------

(2) 豊川用水二期事業

事業目的	この事業は、静岡県湖西地域及び愛知県東三河地域の農地に対して必要な農業用水の確保及び補給、愛知県の水道用水の確保並びに静岡県及び愛知県の工業用水の確保を行う豊川用水施設の幹線水路等の老朽化等に対処するため、同施設の改築を行うものとする。
------	--

事業主体	独立行政法人 水資源機構
------	--------------

河川名	豊川
-----	----

最大取水量	大野取水口において毎秒 30.0 立方メートル 牟呂松原取水口において毎秒 8.0 立方メートル
-------	---

予定工期	平成 11 年度から平成 20 年度まで
------	----------------------

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(1) この水系に各種用水を依存している諸地域において、適切な水利用の安定性を確保するため、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。

(2) 水資源の開発及び利用に当たっては、水源地域の開発・整備に加え、上下流の地域連携を通じた地域の特色ある活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要

な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域での健全な水循環を重視しつつ、治水対策、河川環境の保全及び水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。
- (4) この水系に各種用水を依存している諸地域の一部では、過去に沿岸部において地下水の採取により塩水化が発生したこと、また、依然として地下水への依存度が高いことから、安定的な水の供給を図りつつ、地下水の適正利用のために地下水位の観測や調査等を引き続き行うこととする。
- (5) 水資源の開発及び利用の合理化に当たっては、次の施策を講ずるものとする。
 - ① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、節水の普及啓発に努めるものとする。
 - ② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。
 - ③ 土地利用、産業構造等の変化に対応し、既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。
- (6) 渇水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について総合的に検討し、その具体化を図るものとする。
- (7) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。
- (8) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

豊川水系における
水 資 源 開 発 基 本 計 画

説 明 資 料

平成 18 年 2 月

国 土 交 通 省

説 明 資 料

- 都市用水（水道用水及び工業用水）の県別・用途別需給想定一覧表
- 農業用水の県別需給想定一覧表

「豊川水系における水資源開発基本計画」 説明資料 (1)
 〈都市用水（水道用水及び工業用水）の県別・用途別需給想定一覧表〉

【需要】							(単位:m ³ /s)
H27	用 途	水道用水		工業用水			都市用水 合 計
	県 名	愛 知	小 計	愛 知	静 岡	小 計	
豊川水系への依存量		4.51	4.51	1.38	0.25	1.63	6.14
他水系への依存量		0.02	0.02	—	—	—	0.02
総 量		4.53	4.53	1.38	0.25	1.63	6.16

【供給】										(単位:m ³ /s)
H27		用 途	水道用水		工業用水			都市用水 合 計		
		事業名 \ 県名	愛 知	小 計	愛 知	静 岡	小 計	計画供給量	安定供給可能量 (近2/20)	近年最大渇水時 供給可能量
開 発 予 定 水 量	新 規	設 楽ダム	0.18	0.18	—	—	—	6.79	5.37	5.03
	既計画で手当済み	豊川総合用水	1.52	1.52	—	—	—			
	その他事業	豊 川 用 水	2.66	2.66	2.03	0.40	2.43			
	小 計		4.36	4.36	2.03	0.40	2.43	6.79	5.37	5.03
自 流			0.50	0.50	0.04	—	0.04	0.54	0.54	0.54
地 下 水			0.56	0.56	—	—	—	0.56	0.56	0.56
そ の 他			—	—	—	—	—	—	—	—
合 計 （豊川水系への依存量）			5.42	5.42	2.07	0.40	2.47	7.89	6.47	6.13
他 水 系への依存量			0.02	0.02	—	—	—	0.02	0.02	0.02
総 量			5.44	5.44	2.07	0.40	2.47	7.91	6.49	6.15

〔需給想定調査等を基に作成〕

(注)

- 1：水道用水及び工業用水の水量は、それぞれ一日最大取水量である。
- 2：水道用水の水量は簡易水道分を含んでいる。
- 3：「安定供給可能量(近2/20)」とは、近年の20年間で2番目の規模の渇水時において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。
豊川水系において近年2/20に相当する渇水は、平成7年度である。
- 4：「近年最大渇水時供給可能量」とは、近年の20年で最大の渇水であった平成8年度において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。
- 5：「安定供給可能量(近2/20)」及び「近年最大渇水時供給可能量」とは、一定の前提条件の下でのシミュレーションをもとにした供給可能量である。
- 6：個別施設は統合的に運用されているため、「計画供給量」、「安定供給可能量(近2/20)」及び「近年最大渇水時供給可能量」の供給可能量は個別施設毎に算出できない。
- 7：「その他」とは、ダム等の水資源開発施設、自流及び地下水以外により供給される水(湧水等)である。
- 8：既に工業用水として手当てされている水源は、安定供給可能量が低下してきている近年の状況を踏まえた渇水対応や将来における地域の発展のために活用されることとなっている。
- 9：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

「豊川水系における水資源開発基本計画」 説明資料 (2)

〈農業用水の県別需給想定一覧表〉

【需要】

(単位:m³/s)

H27	用 途	農業用水		
	県 名	愛 知	静 岡	小 計
新規需要想定		0.34	—	0.34

【供給】

(単位:m³/s)

H27	用 途	農 業 用 水		
	事業名 \ 県名	愛 知	静 岡	小 計
新 規	設 楽 ダ ム	0.34	—	0.34
開発水量 (既計画で手当済み)	豊川総合用水	1.50	—	1.50
その他	豊 川 用 水	4.75		4.75
合 計		1.84	—	6.59
		4.75		

注1 : 上記表中の農業用水の水量は、年間平均取水量である。

注2 : 供給の「その他(豊川用水)」の欄における水量4.75m³/sは愛知県と静岡県にまたがっている水量であり、両県で明確に分離できないため、上記の表のように記述している。

木曾川水系における 水 資 源 開 発 基 本 計 画

平成16年6月15日 閣議決定

平成16年6月24日 国土交通省告示第740号

国 土 交 通 省

[参考]

決 定 年 月 日	総理府告示		主な内容
	年 月 日	番 号	
昭和 40. 6.25	昭和 40. 6.29	第 24 号	水系指定
43.10.15	43.10.18	第 35 号	計画決定（第 1 次計画） ○水需給計画の決定 ○事業の掲上 （木曽川総合用水事業、三重用水事業、 長良川河口堰事業）
48. 3.23	48. 3.28	第 9 号	全部変更（第 2 次計画） ○水需給計画の変更 ○事業の掲上 （木曽川総合用水事業、三重用水事業、 長良川河口堰建設事業、阿木川ダム建設事業、 徳山ダム建設事業、味噌川ダム建設事業）
57. 3.26	57. 3.30	第 12 号	一部変更 ○愛知用水二期事業の追加
平成 5. 3.26	平成 5. 3.31	第 7 号	全部変更（第 3 次計画） ○水需給計画の変更 ○事業の掲上 （三重用水事業、長良川河口堰建設事業、 阿木川ダム建設事業、徳山ダム建設事業、 味噌川ダム建設事業、愛知用水二期事業、 長良導水事業）
8.11.22	8.11.27	第 34 号	一部変更 ○木曽川用水施設緊急改築事業の追加
9.12.19	9.12.25	第 36 号	一部変更 ○徳山ダム建設事業、木曽川用水施設緊急改築事業の 変更
決 定 年 月 日	国土交通省告示		主な内容
	年 月 日	番 号	
平成 16. 6.15	平成 16. 6.24	第 740 号	全部変更（第 4 次計画） ○水需給計画の変更 ○事業の掲上 （徳山ダム建設事業、愛知用水二期事業）

木曽川水系における水資源開発基本計画

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

この水系に各種用水を依存している長野県、岐阜県、愛知県及び三重県の諸地域において、平成 27 年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標はおおむね次のとおりである。

また、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、これらを必要に応じて見直すものとする。

(1) 水の用途別の需要の見通し

平成 27 年度を目途とする水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、合理的な水利用、この水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

水道用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部の地域において、水道事業がこの水系に依存する水量の見込みは、毎秒約 50 立方メートルである。

工業用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部の地域において、工業用水道事業がこの水系に依存する水量の見込みは、毎秒約 19 立方メートルである。

農業用水について、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の岐阜県、愛知県及び三重県の一部地域において、この水系に依存する水量の増加は見込まれない。

(2) 供給の目標

これらの水の需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえつつ、地域の実状に即して安定的な水の利用を可能にすることを供給の目標とする。このため、2に掲げる施設整備を行う。

なお、これまでに整備した施設等と併せて、この施設整備により平成 27 年度に供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、計画当時の流況を基にすれば毎秒約 113 立方メートルであるが、近年の 20 年に 2 番目の渇水年の流況を基にすれば毎秒約 77 立方メートルとなる。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

先に示された供給の目標を達成するために次の施設整備を行うとともに、開発した水を効率的に利用するための調査を推進する。

なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後も事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視しつつ施設整備を推進するものとする。

(1) 徳山ダム建設事業

事業目的	この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む。）を図るとともに、岐阜県及び愛知県の水道用水及び工業用水を確保するものとする。 なお、徳山ダムは発電の用にも、併せ供するものとする。 また、徳山ダムは横山ダムが従前供していたかんがい用途の用水を代替して補給するものとする。
事業主体	独立行政法人 水資源機構
河川名	揖斐川
新規利水容量	約 78,000 千立方メートル (有効貯水容量約 380,400 千立方メートル)
予定工期	昭和 46 年度から平成 19 年度まで

(2) 愛知用水二期事業

事業目的	この事業は、愛知用水施設の改築等を行うことにより、農業用水等の供給に係る水路等の機能の回復・安定を図るとともに、阿木川ダム及び味噌川ダムにより確保される愛知県の水道用水の一部及び同県の工業用水を供給するものとする。
事業主体	独立行政法人 水資源機構
河川名	木曽川
取水量	最大毎秒約 32.4 立方メートル (兼山地点における取水量最大毎秒約 30.0 立方メートル 犬山地点における取水量最大毎秒約 2.4 立方メートル)
予定工期	昭和 56 年度から平成 18 年度まで (水路等施設は平成 16 年度まで)

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

- (1) この水系における適切な水利用の安定性を確保するためには、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。
- (2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備を通じた地域活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域単位での健全な水循環を重視しつつ、治水対策、河川環境の保全、水力エネルギーの適正利用及び水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。
- (4) この水系においては、過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生したものの、依然として地下水に対する依存度が高いことから、安定的な水の供給を確保するため、地下水の適切な利用が図られるよう地下水採取の規制、地下水位の観測や調査等を引き続き行うこととする。
- (5) この水系における水資源の開発及び利用に当たっては、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。
 - ① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、節水の普及啓発に努めるものとする。
 - ② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。
 - ③ 近年の経済社会の発展に伴う土地利用及び産業構造の変化に対応し、既存水利の有効かつ適切な利用を図るものとする。なお、水資源の広域的な利用についても配慮するものとする。
- (6) 喝水に対する適正な安全性の確保のため、水の循環利用のあり方、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について総合的に検討し、その具体化を図るものとする。
- (7) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。
- (8) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

木曽川水系における
水 資 源 開 発 基 本 計 画

説 明 資 料

平成16年 6 月

目 次

- 都市用水（水道用水及び工業用水）の県別・用途別需給想定一覧表
- 農業用水の県別需給想定一覧表

木曽川水系における水資源開発基本計画 説明資料 (1)

都市用水（水道用水及び工業用水）の県別・用途別需給想定一覧表

【需要】												単位 m ³ /s)
H27	用 途	水道用水					工業用水					都市用水
	県 名	長 野	岐 阜	愛 知	三 重	小 計	長 野	岐 阜	愛 知	三 重	小 計	合 計
総 量		0.34	11.79	32.56	7.67	52.37	0.00	1.83	14.47	8.10	24.40	76.77
他水系の依存量		0.00	0.00	0.19	2.03	2.22	0.00	0.00	4.31	1.28	5.59	7.81
木曽川水系の依存量		0.34	11.79	32.37	5.64	50.15	0.00	1.83	10.16	6.82	18.81	68.96

【供給】															単位 m³/s)	
H27		用 途	水道用水					工業用水					都市用水	安定供給 可能量 (2/20)	近年最大渇 水時供給可 能量(H6)	
		事業名 \ 県名	長 野	岐 阜	愛 知	三 重	小 計	長 野	岐 阜	愛 知	三 重	小 計	合 計			
開発水量	新 規	徳山ダム	-	1.20	3.30	-	4.50	-	1.40	0.70	-	2.10	6.60	4.24	2.44	
	既計画で 手当済み	三重用水	-	-	-	0.67	0.67	-	-	-	0.19	0.19	0.86	0.65	0.34	
		長良川河口堰	-	-	10.32	2.84	13.16	-	-	2.93	6.41	9.34	22.50	16.95	6.89	
		阿木川ダム	-	0.80	1.10	-	1.90	-	-	2.10	-	2.10	4.00	2.28	1.64	
		味噌川ダム	-	0.30	3.27	-	3.57	-	-	0.73	-	0.73	4.30	3.61	1.76	
		木曽川総合用水	-	1.77	19.16	1.00	21.93	-	4.33	6.30	7.00	17.63	39.56	17.41	7.91	
	愛知用水		-	1.30	2.59	-	3.89	-	0.50	5.91	-	6.41	10.31	7.21	5.46	
	その他事業		-	0.02	-	-	0.02	-	-	-	-	-	0.02	0.02	0.02	
自 流		0.19	2.42	7.98	0.03	10.63	-	-	-	2.95	2.95	13.58	13.58	13.58		
地下水		0.02	4.83	2.15	4.15	11.15	-	0.00	0.00	0.00	0.00	11.15	11.15	11.15		
その他		0.14	0.09	0.00	0.00	0.23	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.23	0.23	0.23		
合 計		0.34	12.74	49.88	8.69	71.65	0.00	6.23	18.67	16.56	41.46	113.11	77.33	51.42		

需給想定調査等をもとに作成)

(注)

1：水道用水及び工業用水の水量は、それぞれ一日最大取水量である。

2：水道用水の水量について、長野県及び岐阜県は簡易水道の水量を含み、愛知県は簡易水道及び専用水道の水量を含むが、三重県は簡易水道及び専用水道の水量を含まない。

3：愛知県の工業用水のうち名古屋市内工業用水の水量は、かんがい期のものを示している。

4：徳山ダムによる愛知県の供給水量は、掛斐川から木曽川へ導水することを前提として算出している。

5：安定供給可能量（2/20）は、木曽川及び長良川について、これらの河川の2/20に相当する昭和62年度を想定して計算している。掛斐川の徳山ダムについては、愛知県分は木曽川等との全体の水利用の関係から木曽川等と同様の昭和62年度を使用しており、2.84m³/sとなる。岐阜県分は、掛斐川の2/20に相当する昭和59年度をもとに、近年の降水量の変動等の地域の実情を踏まえ、1.40m³/sとなる。

6：愛知県の長良川河口堰による水量は、工業用水から水道用水に5.46m³/s を振り向けた後のものである。

7：愛知県の水道用水の味噌川ダムによる水量のうち1.756m³/sは、暫定措置として西三河地域に供給を行うこととしている。

8：「その他事業」とは、岐阜県の大ヶ洞ダム、岩村ダム及び中野方ダムである。

9：「その他」とは、ダム等の水資源開発施設、自流水及び地下水以外により供給される水（湧水等）である。

10：「安定供給可能量（2/20）」及び「近年最大渇水時供給可能量（H6）」とは、一定の前提条件の下でのシミュレーションをもとにした供給可能量である。

11：「安定供給可能量（2/20）」とは、近年の20年に2 番目の渇水年において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。

12：「近年最大渇水時供給可能量（H6）」とは、近年最大の渇水であった平成6 年において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。

13：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

木曽川水系における水資源開発基本計画 説明資料 (2)

農業用水の県別需給想定一覧表

【需要】

単位 m^3/s

H27 新規需要)	用 途	農業用水				
	県 名	長 野	岐 阜	愛 知	三 重	小 計
新規需要想定		-	-	-	-	-

【供給】

単位 m^3/s

H27	用 途	農業用水				
	事業名 \ 県名	長 野	岐 阜	愛 知	三 重	小 計
開発水量 既計画で手当済み)	三重用水	-	-	-	2.10	2.10
	木曽川総合用水	-	2.15	-	-	2.15
	小 計	-	2.15	-	2.10	4.25
その他	愛知用水	-	0.61	4.10	-	4.71
合 計		-	2.76	4.10	2.10	8.96

注：農業用水の水量は夏期かんがい期間（ただし、愛知用水については5/1～10/3）の平均取水量を表す。